

個人市・県民税【＝個人住民税】について

個人市・県民税（以下「市・県民税」という。）は、福祉や医療、教育、道路・公園の整備など、まちづくりに必要な地域社会の費用をできるだけ多くの住民のみなさんに分担してもらうという性格を持つ税金です。

→前年の所得等に応じて課税されます

令和5年度の市・県民税は、令和4年1月1日から12月31日までの1年間の所得、控除等を基に計算されます。

※なお、現在納めていただいている令和4年度の市・県民税は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間の所得、控除等を基に計算されたものです。

→1月1日現在の住所地の市区町村で課税されます

1月2日以降に他の市区町村に転出した場合でも、1月1日現在居住していた市区町村に全て納付していただくことになります。その年度中は転入した市区町村から課税されることはありません。ただし、市区町村に事業所や住居がある場合は均等割が課税される場合があります。

→「所得割額」と「均等割額」があります

市・県民税は次の2つを合算したものになります。

均等割額：一定以上の所得がある方に定額が課税されます。

年税額：5,500円（市民税 3,500円＋ 県民税 2,000円）※山口市の場合

所得割額：所得に応じて課税されます。

$(\text{前年の総所得金額} - \text{所得控除額}) \times 10\% - \text{税額控除額}$

※なお、土地・建物・株式の譲渡所得などには別の税率で課税されます（分離課税）。

→収入と所得の違い

「収入」とは、給与や事業収入または公的年金などの年間の合計収入です。その収入から「給与所得控除」や「必要経費」、「公的年金等控除」「所得金額調整控除」を除いた後の金額を「所得」といいます。

例えば、サラリーマンの方が年末に事業所から受け取られる源泉徴収票であれば、右上図 A が収入、B が所得となります。

(源泉徴収票)

課税・非課税の基準について

課税となる基準は次のとおりです。

- 【判定基準】前年の合計所得金額により判定
- 32万円×(本人+扶養人数※1)+10万円+19万円※2**
- ※1 年少扶養（16歳未満の扶養親族）も扶養人数に含まれます。
- ※2 扶養人数が0人の場合、19万円の加算額はありません。

◎障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦の方で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合は非課税となります。

給与収入のみの方(扶養親族なし)の場合、97万円（所得が42万円）以下の方が非課税となります

課税・非課税の基準	
給与収入	市・県民税
97万円以下	非課税
97万円超	課税

所得控除について

税額を計算する際に、納税義務者に配偶者や扶養親族があるか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。

→配偶者控除

◇納税義務者と生計が同一の妻または夫で、前年の合計所得金額が48万円以下である方を同一生計配偶者といい、同一生計配偶者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の妻または夫のことを控除対象配偶者といいます。

控除対象配偶者を扶養することで、配偶者控除の適用を受けることができます。

※妻または夫の前年の合計所得が48万円を超える場合は、**配偶者特別控除**の適用を受けることができます。その控除額は納税義務者および配偶者の所得によって段階的に減少します。なお、夫婦で互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

→医療費控除

◇医療費控除の対象となる医療費

以下の要件を全て満たす医療費が医療費控除の対象となります。なお、申告の際には、医療等を受けられた方、利用された病院・薬局ごとに支払い金額を事前に集計してください。

- (1) ご自身や生計が同一の親族のために支払った医療費であること
- (2) 原則として、医師が治療に必要と判断したもののについての医療費であること
- (3) その年中に支払った医療費であること

治療が12月中に終わった場合であっても、医療費の支払いが1月になった場合は、その翌年の医療費控除の対象となります。

【計算方法】

医療費控除額＝支払医療費－保険金等で補填される額－(10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない金額)

→障害者控除、ひとり親控除・寡婦控除

障がい者の方、ひとり親・寡婦控除に該当する方は申告をされると、それぞれ所得から障害者控除やひとり親・寡婦控除が適用されるほか、合計

所得金額が135万円以下（給与収入のみの場合、給与収入204万4千円未満）の方は、市・県民税が非課税となります。所得税の年末調整等で申告していない場合は、忘れずに申告をしましょう。

◇障害者控除について

前年の12月31日の現況において、以下の要件を満たす方が対象となります。

- * 身体障害者手帳（1～6級）をお持ちの方
- * 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方
- * 療育手帳（AまたはB）をお持ちの方
- * 戦傷病者手帳をお持ちの方
- * 寝たきりで複雑な介護が必要な方（市が発行する証明書が必要です）

※上記に当てはまらない方でも該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

→社会保険・生命保険・地震保険料控除

各種健康保険や介護保険、国民年金等に参加されている方は、支払った保険料を社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

また、生命保険や地震保険に参加されている方も生命保険料、地震保険料等を申告することで所得控除として差し引くことができます。

ご家族の保険料をお支払いされた場合も、申告により、お支払いされた方の所得控除として適用することができます。ただし、公的年金や給与から引き去りされた社会保険料や、年末調整で適用した各種保険料は、ご本人以外の所得控除として申告することができませんのでご注意ください。

納付額証明書の発行

申告には、支払額の確認できる領収書や納付額証明書が必要です。

社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に参加されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。

国民健康保険納付額証明……令和4年10月26日発送

介護保険納付額証明……令和5年1月20日発送予定

後期高齢者医療保険納付額証明

……令和5年1月20日発送予定

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税を行った場合、確定申告をしなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる特例制度があります。この特例の適用を受けるためには、以下の条件を全て満たすことが条件です。

- ① ふるさと納税制度の対象となる地方団体への寄附であること
- ② 確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ③ ふるさと納税を行ってワンストップ特例申請書を提出した自治体が5団体以下であること

なお、この特例の適用を受けた場合は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市・県民税を減額する形で控除が行われます。

【注意】

確定申告をされる方（医療費控除を受けるために申告をする場合など）や、5団体を超える地方団体にふるさと納税を行った方は、ワンストップ特例申請書を提出した場合でも、ふるさと納税についての控除を受けるためには、**確定申告でふるさと納税の寄附金控除を申告する必要があります。**

※ふるさと納税の寄附金制度の対象となる地方団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトを参照してください。

【Q&A（市・県民税）】

Q1 亡くなられた方の市・県民税について

- 私の夫は令和4年2月に亡くなりましたが、夫の市・県民税はどうなりますか？

A1 市・県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方に対して、前年の所得に基づいて課税されますので、令和4年中に亡くなられた場合、令和5年度以降の市・県民税は課税されません。

なお、令和4年度の市・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人の方に承継されます。

Q2 公的年金からの特別徴収について

- 公的年金から特別徴収（引き取り）されているのに、市・県民税の納付書が届きました。なぜですか？

A2 公的年金から引き取りされるのは、公的年金所得に対して計算した市・県民税です。公的年金以外の所得（給与・農業・不動産など）がある場合、これに係る市・県民税は、給与からの特別徴収（給与所得がある方で給与からの引き取りの対象者のみ）または普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくことになります。

また、前年度の下半期（10・12・2月）に公的年金からの特別徴収をされていない方、または前年度の途中で転入された方についても、上半期（6・8月）は普通徴収で納めていただくことになります。

Q3 特別徴収と普通徴収の切り替えについて

- 年の途中で退職した場合、市・県民税は、どのように納めるのでしょうか？

A3 会社等にお勤めの場合は、原則として6月から翌年5月までの12回で、給与から差し引いてお勤め先の事業所から納めていただきます。（この納付方法を特別徴収といいます。）

退職または休職等により給与から差し引くことができなくなった場合には、最後に支給される給与又は退職手当等からその残額をお勤め先が一括して徴収し、納めていただくか、市役所からご本人にお送りする納付書で納めていただくことになります。（納付書または口座振替により納付することを普通徴収といいます。）

なお、退職等により普通徴収となった方でも、その後再就職された場合は、新たなお勤め先で特別徴収に切り替えることができます。徴収方法の切り替えにつきましては、再就職されたお勤め先からの届出が必要になりますので、お勤め先の給与担当者にご相談ください。